

10月10日、大和地方協力局長に「2024年度労働条件等の改善申し入れ」文書を手交し、早期解決を求める

10月10日、紺谷^{こんやかとひろ}智弘中央執行委員長と清水^{しみずちよのり}千代宣書記長は、木原稔防衛大臣宛「2024年度労働条件等の改善申し入れ」文書を防衛省に提出しました。

この申し入れ文書は、9月30日に開催した第78回定期全国大会で決定した運動方針及び大会論議をもとに、10月7日の第1回中執・中闘委員会において要求課題と申し入れ内容を審議・確認したものです。大和^{やまと}太郎地方協力局長に文書の趣旨を説明し、諸課題の早期実現について雇用主として全力を尽くすよう求めました。



大和地方協力局長（左）に「改善申し入れ」文書を交付する紺谷中央執行委員長（右）

冒頭、紺谷委員長は「9月に開催した定期全国大会を経て、全駐労は2024年度に入った。手交した今年度の改善申し入れ内容12項目は、コロナ関連事項を除けばほとんどが従来からの継続課題となっている。いずれも解決に向けて相当な時間を要しているがひとつでもふたつでも解決されるようご尽力を賜りたい」と求めました。

これを受け大和局長は「基地従業員の皆様は、在日米軍の円滑な運用にとっても重要な役割を果たされ、日米の安全保障に多大なる貢献をされている。心から敬意を表したい。また、紺谷委員長をはじめ全駐労の皆さんは、その在日米軍基地で勤務する従業員代表として、労働条件の改善等にご尽力されている。基地従業員の方々が安心して働けるよう、引き続き労働条件の改善に努めていく所存だ。組合との密なコミュニケーションを大事にし、一つでも多くの課題解決に向けしっかりと対応していきたい」と応じました。

続いて、清水書記長から改善申し入れ全12項目の詳細説明が行われ、諸課題の早期解決に向け雇用主として尽力を尽くすよう強く求め、申し入れを終了しました。

防衛大臣
木原稔様

全駐留軍労働組合
中央執行委員長 紺谷智弘

2024年度労働条件等の改善申し入れ

本組合は、2023年9月開催の「第78回定期全国大会」で決定した、2024年度運動方針を踏まえ、本年度の労働条件等の改善要求を以下の通りといたしました。その多くは懸案事項ではありますが、これらの諸課題は駐留軍等労働者の切実な要求である事を受けとめ、雇用主責任において早期に解決をはかるよう申し入れいたします。

記

- 1) 改正高年齢者雇用安定法を踏まえた70歳までの働き方について
 - ① 65歳まで定年を引き上げること
 - ② 70歳までの継続雇用制度を整えること
 - ③ 60歳以降の賃金は生活水準の維持に配慮し、労働条件については本人の意向を踏まえたものとする
- 2) 傷病休暇は、国家公務員の傷病休暇・休職制度の運用実態を考慮し、とりわけ無給期間を3年に延長することを優先し、当該期間中の賃金、諸手当の80%を1年間支給する制度を新設すること
- 3) 仕事と育児・介護の両立支援制度の見直しについて
 - ① 「子の看護休暇」、「介護休暇」は国家公務員制度に準じて有給休暇とすること
 - ② 改正「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を早期に適用し、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「行動計画」に反映させ、同法の趣旨に沿った取り組みを継続すること
 - ③ 国家公務員制度に準じて「出生サポート休暇」を速やかに新設すること
- 4) 駐労雇用の安定並びに生活権の確保について
 - ① 同一労働同一賃金を始めとする「働き方改革関連法」については、駐留軍等労働者への制度適用を早期に実施すること
 - ② 働き方改革を推進し、在宅勤務や代替地勤務に対応した労務管理体制及び関連規程を整備すること

- ③ H P T及び限定期間従業員制度、直接雇用、派遣労働を乱用することなく、恒常的な業務に就く者については常用雇用とすること
 - ④ 臨時的業務については限定期間従業員制度を活用し、H P T制度は廃止すること
 - ⑤ 短時間労働者の希望に応じて積極的なフルタイム転換策を講じること
 - ⑥ 障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、障がい者の雇用促進に努めること
- 5) 特別昇給制度及びほう賞休暇制度の差別的運用は早急に是正すること
- 6) 雇用主の責任においてA A F E S及びN E Xの諸課題を解決するため権限のある者と協議、交渉すること。また、I H A職場におけるA、B間の合意に基づく適正な人員の配置に努め、利益至上主義的な運営に偏重せず不公平な労務管理の改善を図ること
- 7) 祝日休は、新設された米国祝日6月19日のジューンティーンズを追加すると共に、国家公務員との格差日数を解消すること。また、公務員準拠の観点から駐労においても所定労働時間の短縮をはかること
- 8) 夏季休暇の取得期間を5月1日より10月31日までの間とすること
- 9) 安全衛生面の充実強化の観点から、職場環境や就労環境の改善に資する産業医の職場巡視など、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理を徹底すること。また、駐健保とより一層の連携をはかり従業員のメンタルヘルス対策強化及び福祉の向上に努めること
- 10) 従業員の安全確保と健康被害防止について
- ① 安全確保については、総合的な災害対策を講じ不安解消を図ること
 - ② 健康被害が懸念される全ての職場・従業員に対する特別健康診断を継続すること
 - ③ 従業員をアスベスト撤去等の作業に従事させる場合には、安全衛生法等の法令に基づく十全な措置を講ずるとともに作業記録を保存すること
 - ④ 退職者やその家族へアスベスト被害等に関する周知事業を引き続き推進し、関連被害の早期発見、補償・救済に努めること
 - ⑤ P F O S等を含む泡消火剤に関与してきた従業員への不安解消に必要な措置を講ずること
- 11) 国内の一般的な労働慣行となっている団体交渉に参加する者の「特別休暇」を新設すること
- 12) 従業員の労働条件等の改善に資するため中央段階三者協議の定期開催の実施及び、地方段階三者協議の開催を推進すること

以 上